

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成29年10月13日
【会社名】	G M B 株式会社
【英訳名】	GMB CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 松岡 信夫
【本店の所在の場所】	奈良県磯城郡川西町大字吐田150番地 3
【電話番号】	( 0745 ) 44-1911
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理室長 善田 篤志
【最寄りの連絡場所】	奈良県磯城郡川西町大字吐田150番地 3
【電話番号】	( 0745 ) 44-1911
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理室長 善田 篤志
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 ( 東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号 )

## 1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、平成29年9月1日開催の取締役会において、韓国に子会社を設立することを決議いたしました。同社は、当社の特定子会社に該当いたしますので、平成29年9月1日付で金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、臨時報告書を提出いたしました。

この度、当該臨時報告書の記載事項のうち、未確定事項が確定いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

### 1 提出理由

### 2 報告内容

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

(3) 当該異動の理由及びその年月日

## 3【訂正内容】

訂正箇所は、下線を付して表示しております。

### 1 提出理由

(訂正前)

当社は、平成29年9月1日開催の取締役会において、韓国にGMB AIS CORPORATION (仮称) を設立することを決議いたしました。同社は、当社の特定子会社に該当いたしますので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

(訂正後)

当社は、平成29年9月1日開催の取締役会において、韓国にGMB ELPIS CORP. を設立することを決議いたしました。同社は、当社の特定子会社に該当いたしますので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

### 2 報告内容

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

(訂正前)

名称 : GMB AIS CORPORATION (仮称)

住所 : 韓国慶尚南道昌原市

代表者の氏名 : 卞鍾文 (予定)

資本金 : 50億韓国ウォン

事業の内容 : 自動車部品の製造・販売

(訂正後)

名称 : GMB ELPIS CORP.

住所 : 韓国慶尚南道昌原市

代表者の氏名 : 卞鍾文

資本金 : 50億韓国ウォン

事業の内容 : 自動車部品の製造・販売

(3) 当該異動の理由及びその年月日

(訂正前)

異動の理由

当社及び当社の連結子会社であるGMB KOREA CORP. がGMB AIS CORPORATION (仮称) を設立することに伴い、当該子会社の資本金の額が当社の資本金の額の100分の10以上に相当し、特定子会社に該当することとなりました。

異動の年月日

平成29年9月 (予定)

(訂正後)

異動の理由

当社及び当社の連結子会社であるGMB KOREA CORP.がGMB ELPIS CORP.を設立することに伴い、当該子会社の資本金の額が当社の資本金の額の100分の10以上に相当し、特定子会社に該当することとなりました。

異動の年月日

平成29年9月5日

以上